

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（（玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請（蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更【2】）」

2. 日時：令和4年5月18日 10時30分～12時5分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、西内安全審査官、大塚安全審査官、畠山安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力部長◎ 他6名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 玄海原子力発電所 SG保管庫共用化及び保管対象物変更に係る保安規定 確認事項
- ・資料2 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料〔蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更〕

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	原子力規制庁の畠山です。これから、九州電力のSG保管庫に係る保安規定変更認可申請のヒアリングを開始したいと思います。
0:00:15	こちらは、関調査官西内審査官、大塚審査官ハタケヤマの4名で出席しております。
0:00:23	今回のヒアリングの進め方ですが、いただいている資料に基づき、まずはその事実確認を進めたいと、確認を進めたいと思います。九州電力からの説明は省略してこちらからの質問事項に移りたいと思いますが九州電力として、
0:00:39	進め方に何かコメント等ございますでしょうか。
0:00:45	九州電力の様です。ヒアリングの進め方コメントありません。よろしくお願いいたします。以上です。
0:00:53	はい。ありがとうございます。
0:00:56	ではいただいている資料は2枚あるかと思います。一つは、前回の保安でヒアリングの確認事項。
0:01:05	ナンバー1からナンバー6と。
0:01:08	こちらで、
0:01:10	回答いただいているもので、修正すべき点があったということで、補足説明資料を修正されている、その修正資料が、
0:01:18	もう一つの2点で、資料受け取ってる方をまず確認しております。
0:01:23	で、
0:01:24	前回回答いただいた内容から一つ一つ、ちょっと事実確認を進めたいと思います。
0:01:31	まずは、確認事項のナンバー1からお話をしたいと思います。
0:01:45	はい。いただいている資料の中で、まず、
0:01:50	運搬経路であったり、管理区域の一時設定範囲等スケジュールともに、ご説明いただいているかと思います。具体的にちょっと確認したいのが、
0:02:04	補足説明資料の50ページをお開きいただければと思います。
0:02:17	今回、追記いただいている中で、
0:02:20	50ページのところで、SG、
0:02:22	の保管庫までの運搬方法及び、搬入予定ルート、運搬予定ルートについてというところが項目追加いただいている、
0:02:31	その中で、一時的な管理区域の設定等含めて、ご説明いただいているかと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:38	ちょっとその中に、
0:02:39	もうちょっと確認をしたいところがあります。
0:02:44	具体的には、その上部負担。
0:02:48	運搬時の一時的な管理区域の設定については社内標準、社内基準に基づき設定を行うという旨が、まず記載されているかと思いますが、
0:02:57	ちょっとまずもってちょっとご説明いただきたい内容、ちょっと。
0:03:01	申し上げますと、一次的な管理区域の設定というのが、
0:03:05	どこに定められているかっていうところからちょっとお話ししたいんですけども、これ社内基準、二次文章に規定されている。
0:03:16	その前にまず上流規定の保安規定の定めに基づいているもので、
0:03:21	保安規定上の位置付けからちょっとご説明をいただきたいというのがちょっと思っているところです。
0:03:27	なのでちょっとまず保安規定上の位置付けからちょっと説明を見直していただきたいんですけども、
0:03:32	その観点でちょっとまず越し、確認をしたいのが、
0:03:37	本規定の 103 条の 2、
0:03:41	管理区域の設定解除っていうところで、一時的な管理区域の設定というのは、2 種類あるかと思いますが、
0:03:50	ちょっとまず、保安規定、ちょっとお手元 103 条の 2、開けられますか。
0:04:08	芳野さんです。少々お待ちください。
0:04:38	SD力のサノです資料準備できましたよろしくお願ひします。
0:04:44	ありがとうございます。畠山です。
0:04:49	まずちょっと確認をしたいのは、
0:04:52	今回、一時的な管理区域の設定をしますとおっしゃっている部分が、
0:04:56	保安規定でいうところの 103 条の 2 の第 4 項、
0:05:01	に該当するのか、第 5 項に該当するのか、どちらかちょっとまずご説明いただけますか。
0:05:24	九州電力の青木と申します。
0:05:27	本規定の 103 条の第 2 項の 5 項、
0:05:34	の規定に基づきまして、一時的な管理区域の設定をいたします。
0:05:40	以上です。
0:05:43	はい、承知しました。第 5 項に該当するということで理解しました。
0:05:47	で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:48	この第 5 項に該当するということは、ちょっとどういう理由で 5 項に該当するのかっていうところをご説明いただけますか。具体的には、管理区域の、
0:05:59	境界付近、または管理区域の設定解除予定エリアの外で作業することなのか、或いはその
0:06:06	本規定で書かれている。
0:06:08	具体的に、103-2-1 の表ですね。
0:06:12	ここの作業に該当しないということなのか、もしくはその両方なのか。
0:06:17	ちょっとその、
0:06:18	ところを補足願います。
0:06:47	すいませんちょっと名称にしていたのでちょっと申し訳ないです。
0:06:51	ちょっと改めてお話しさせていただきます。
0:06:54	今回 5 校の方で該当しますということがお答えいただいたかと思えますけども、具体的にその 5 校に該当する理由について、説明いただければと思います。
0:07:06	具体的に確認したい点というのは、今回の該当、
0:07:12	午後に該当するというのは、
0:07:14	本テイキョウカイ付近または、
0:07:16	管理区域設定解除予定エリアの外で作業を行うことを計画しているということなのか。
0:07:24	或いは本規定の 103、403 条の 2-1。
0:07:28	見定める作業に該当しないということなのか、もしくはその両方なのか、ちょっとそこをご説明願います。
0:08:41	九州電力の佐野です。すいませんそちらにつきましては、補足説明資料の方にですねちょっと
0:08:51	再度確認しまして補足説明資料の方に保安規定の第何条を用いてどのような理由で、その増、
0:08:57	を用いて、
0:08:59	管理区域の維持で設定をするのかというものを、お示し、示しさせていただきます。以上です。
0:09:12	承知しました。以降もそうなんですけども基本ちょっと社内標準に基づいての前にもまず、保安規定としてどういう位置付けなのかという観点ですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:22	これ以降もご説明をまずいただきたいかなと思いますので、まずは保安規定でどう規定されていて、どこに該当するということから、ご説明いただければと思っています。
0:09:34	で、今回の案件についてはですね、衛藤、
0:09:39	ちょっと今お話した内容に限らず、例えば、
0:09:43	1 個例示として申し上げますけども今回例えば、
0:09:47	管理区域付近とか、管理区域設定解除エリア以外での作業を計画していた。なので、第 5 項に該当しますというご説明であれば、その具体的な、
0:09:58	作業のエリアというのが、どういう場所なのかということですね、今回、
0:10:06	今後検討。
0:10:07	具体的な時設定エリアは、
0:10:10	今後検討を行いますということで、書かれていますけどもその概略ですね。
0:10:15	ご説明いただきたいと思います。例えばその運搬ルートが、
0:10:19	一時的な管理区域の設定の範囲を含むのか、或いは、
0:10:23	蓋の作業、
0:10:25	蓋の取りかえの作業エリアだけが管理区域の位置設定エリアなのか、
0:10:30	そういったところをちょっとまずご説明いただきたいと思います。あわせて、その作業がですね、運搬等のスケジュール、運搬等に伴う、
0:10:41	管理区域の位置設定の
0:10:43	スケジュールがですね、恒常的な、或いは長期間の
0:10:48	管理区域の設定ではないということも含めて説明をお願いしたいと思います。
0:10:53	九州電力としては、
0:10:55	よろしいでしょうか。
0:11:12	九州電力の笹です。そのように
0:11:16	補足資料の方修正して、修正して提示させていただきたいと思います以上です。
0:11:31	原子炉規制庁島山です。承知しました。ちなみに、今話した内容例えばその、
0:11:37	1 時管理区域の設定は、運搬予定ルートを含むのか含まないのかとか、或いは、
0:11:46	そのスケジュール。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:47	が、恒常的、或いは長期間の管理区域の位置設定ではないというところ。
0:11:53	など、こういったところで、今口頭で話せる内容ありますか。
0:12:26	九州電力の青木です。
0:12:29	上部ふたの
0:12:31	運搬に係るルート、
0:12:34	につきましては、
0:12:37	一時的な管理区域キーとして、定め、
0:12:41	運用したいと考えております。スケジュール具体的なスケジュールにつきましては、まだ未定でございます。以上です。
0:12:57	はい。承知いたしました。
0:12:59	まず、運搬ルートは、補一次指定するという事で理解しました。
0:13:05	スケジュールについては未定ということですが、そのスケジュールの規模等からですね、恒常的だったり長期間の管理区域の設定でないというところはですね、説明は、
0:13:17	定性的にはできるかと思しますので、そこは資料中に持ち込んでいただければと思います。
0:13:26	九州電力としてよろしいでしょうか。
0:13:35	原子炉規制庁の畠山です。
0:13:37	今いただいた御説明については相実施しました。まず運搬ルートについては、
0:13:45	一時的な管理区域の設定を、
0:13:48	するという事で理解した上で、
0:13:50	スケジュール感についてはまだ未定ということでしたので、
0:13:55	資料中にはですね、ある程度概略的にも考えますので、
0:14:02	大ざっぱなスケジュールのところからその恒常的、或いは長期間の管理区域の位置設定ではないというところですね、説明できるかと思します。そこは資料中に落とし込んでいただければと思います。
0:14:14	九州電力として、この点で何かありますでしょうか。
0:14:21	九州電力の青木です。コメントの趣旨理解いたしました。
0:14:28	はい。原子炉規制庁畠山です。
0:14:31	あわせてですけれども、一時的な管理区域の設定にあたって、保安規定、
0:14:41	規制庁の常盤です。その上でなんですけれども、一時的な管理区域の設定にあたって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:47	本規程で、
0:14:50	明示されている内容のほかに、社内文書で配慮すべき事項というものがあればあわせて説明いただければと思います。
0:14:59	九州電力でよろしいでしょうか。
0:15:31	九州電力佐野です。
0:15:33	社内規定の方確認いたしまして、追加できるものについては補足説明資料に追加させていただきたいと思います。以上です。
0:15:44	はい。お願いいたします。衛藤五味。
0:15:48	確認事項ナンバー1に関連するものを、私からは以上です。規制庁側から何かほか、ありますか。
0:15:59	規制庁西内ですけど。
0:16:02	確認事項の一番って、前回のヒアリングで、こちらから確認事項としてお伝えしたものですけど、大きく何を確認したいかってのは二つあると 思っていて、
0:16:16	一つは、
0:16:17	いわゆる運搬経路とかの運搬作業中の放射線安全の措置ですよ。そういったものがちゃんととられるのか、どういう運搬を考えているのかっていうのを、これ審査基準にも放射線上の安全措置を講じなさいねってことを書かれているので、
0:16:33	その観点でまず運搬どういう手順でやるんだですかっていうのを説明してくださいって趣旨が一つ。
0:16:39	あともう一つは今畠山の方から確認した管理区域の観点の話ですけど、
0:16:44	まず、基本的に構造的な管理区域、一時的じゃないものですよ。それは基本的にまず保安規定審査基準にも書いてますけど、まず明示をする必要があると思っていますと。
0:16:56	なので、そういう意味で言うと、今回保安規定上、申請上って、管理区域の変更は特に出されてないですよ。だから、
0:17:04	管理区域の変更がなくても、今回の運搬っていうのはちゃんとできるんだっていうことを説明してもらわないと、そもそも、
0:17:14	基準への適合性という意味では審査申請の処分ができないというふう に考えているので、ちゃんとそういう一時的なところでやりますで、一時的なところでやるのであれば場所の考え方とか期間の考え方とかで、ちゃんとこの規定に基づいて枠組みの中でやるんですっていうことをちゃんと説明してくださいというふうに申し伝えているものです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:34	なので二つ目の管理区域の話については今の話の趣旨も踏まえて、しっかり説明をして欲しいとまず思っています。
0:17:43	その上でちょっと一つ目の観点の方をちょっと追加で確認したいんですけど、
0:17:48	さっき、まずここまでで二つ目の管理区域の方の趣旨はよろしいですか、同じ共通理解を持って持ってるって思っていますかね。
0:18:01	九州電力佐野です。
0:18:03	説明の方趣旨理解しました。ありがとうございます。以上です。
0:18:07	はい。規制庁西内ですその上で、1点目の運搬の手順の方をちょっと確認したいんですけど、これも私前回のヒアリングでも私が多分これ言った記憶があるんですけど、何か制御棒クラスタとかって上はウダにくっついてるじゃないですか。
0:18:24	それ外すの外さないのとかそういうところも含めて説明してねっていうふうにちょっと言った記憶があるんですけど、そこら辺が特に説明触れられてないように思うんですけど、それはあれですかね
0:18:35	特に取り外さないで、蓋と一体のまま保管容器に入れて、最終的にSG保管庫に持っていきから特に言及してないっていう理解でいいですか。
0:18:51	九州電力の青木です。
0:18:53	すいません。資料、
0:18:57	50ページの2ポツのところですね、言及をしております、2ポツの原子炉容器上部ふたの取りかえ方法についてというところで、
0:19:10	こちらの2行目になるんですけども、
0:19:14	上部ふた等、始業クラスター、
0:19:17	駆動装置を一体で原子炉格納容器。
0:19:21	民間から2、反収入できる構造とするといった形で、
0:19:26	一応言及させていただいてるところでございます。以上です。
0:19:31	規制庁西内です。ありがとうございますちょっとこの文章だけ見ようとしてました失礼しました。制御棒クラスタは理解しました、あとちょっと、すみませんこれ私が単純に理解できてないんですけど、51ページのこのフローの方で、
0:19:47	③の次、これ④が違うか丸さんの次のところで2人一体化構造物、IHPって書いてるじゃないですか。
0:19:58	ここレアEHPってすいません何の略ですか。
0:20:02	これ具体的にその何を指してますかこれ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:50	すいません少々お待ちください。
0:22:12	九州電力の青木です。すいませんお待たせいたしました。
0:22:15	IHPですけれども、
0:22:19	言葉の略称としましてはインテグレートッドとパッキン。
0:22:24	パッケージ。
0:22:25	になります。
0:22:29	門物の役割としまして、
0:22:35	制御棒駆動装置の冷却のための
0:22:40	案があるんですけれどもその冷却の、
0:22:44	課税の風浪。
0:22:46	を確保するような普通になってございます。ありがとうございます。
0:22:49	以上です。
0:22:52	規制庁西内です了解しました。ちょっとその具体的なもののイメージがわかるように追記していただければ幸いですお願いしていいですか。
0:23:06	九州電力青木です。承知いたしました。
0:23:10	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。
0:23:14	あとは、二つ目の管理区域の方の観点ですけど、
0:23:22	説明いただく時に、ここまでは、いわゆる工場の管理区域として設定して、
0:23:29	こっから先は一時的なものとして設定する可能性があるっていうのが多分今の現状なのかなと思うので、その今の恒常的な管理区域と、
0:23:39	あとは追加で指定する可能性がある部分っていうのが明確にわかるように、次回以降の補足説明資料では説明をいただければと思います。
0:23:47	よろしく申し上げますよろしいですかね。
0:23:59	九州電力青木です。
0:24:01	一時的な管理区域の設定範囲につきましてにつきましては、設定予定の多少を
0:24:10	明示するような形で、資料の方、追加させていただきます。
0:24:15	以上です。
0:24:17	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。私からはここは以上です。
0:24:28	減少規制庁の大塚です。
0:24:32	すいません原子炉規制庁の大塚です。参考までに教えていただきたいんですけれども、
0:24:37	先ほど制御棒クラスタの駆動装置を今回は一体で、
0:24:41	運搬して管理するということがあったんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:44	補足説明資料の 55 ページの、
0:24:50	保管庫内の廃棄物の配置及び遵守点検経路の図の中で、衛藤他号機の
0:24:59	原子炉容器上部は豚の配置が書いてあって、タカオオオタ合計については豚と別に、制御棒クラスター、
0:25:09	駆動軸、
0:25:11	が記載されてるんですけども、他号機については、一体型として扱ってなくて、外してあって、別に管理しているという理解でよろしかったでしょうか。
0:26:40	九州電力の青木です。
0:26:43	今回の原子炉容器上部たの取りかえで、制御棒管クラスタ駆動装置、
0:26:52	一体で取りかえを行いますけれども、他号機の玄海 1 号機でしたり、玄海 2 号機につきましても、同じように、
0:27:02	上部ふたと制御棒クラスタ駆動装置といった取りかえをして、
0:27:10	容器に、
0:27:14	収めて保管してございます。
0:27:21	原子炉規制庁の大塚です。そうすると、12 号機と 3 号機の
0:27:26	この表記の仕方がですねこの 55 ページの方、九州電力さんの SA と補足しますとですね。ですので先ほど言った通りで原子炉容器一元化 1 号炉 2 号炉の原子炉容器胴部負担っていうふうに、その
0:27:40	補足説明資料 55 ページに書いてあるんですけども、
0:27:43	こちらに、先ほど青木が説明しました通りで、原子炉容器上部ふた等、クラスタ装置、
0:27:52	も入って組まれております。で、
0:27:55	当 1 号炉のダイエーハナイ構造物 5 炉内構造物にある制御棒クラスタ駆動装置、こちらはですねまた別のものとなっております。以上です。
0:28:17	えっと九州電力の青木です。すいません 1 点、その前から発言あった分訂正なんですけれども、作業クラスタ駆動装置ではなくて先ほどクラスタ駆動軸、
0:28:28	になります。以上です。
0:29:01	あ、検証規制庁のオオツカです。そうすると今回は制御棒クラスタ駆動軸は交換しないという理解でよろしいでしょうか。
0:29:13	九州電力の青木です。はい。その理解で正しいです。
0:29:17	以上です。
0:29:50	原子力規制庁の大塚です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:55	ご説明は理解しましたがそうしますと、今回取り外すものと取り外さないもの。
0:30:01	について、
0:30:03	12号機との違いがちょっと明確にわからないところがあるので、このポンチ絵か何かでその補足説明資料の方に追加していただけますでしょうか。
0:30:14	それと、この55ページに関しては、原子炉、
0:30:19	現象容器上部ふたのところに、制御棒クラスター、
0:30:24	駆動装置も含まれていることを、米印かなんかで、補足していただく。
0:30:30	いただけないでしょうか。以上です。
0:31:40	一応規制庁のタキヤマです。先ほどちょっとオオツカのコメント、
0:31:43	発言の方は聞こえてましたでしょうか。
0:31:49	九州電力の青木です。すいません、お待たせいたしました。
0:31:53	大塚さん方からいただきましたコメント、
0:31:58	はい。
0:31:59	取り外すプーへ取りかえルー。
0:32:03	ものの
0:32:06	ポンチ絵。
0:32:07	と、
0:32:09	所原子炉容器上部たに制御棒クラスター駆動装置が含まれている旨のコメント、はい。含まれている点を追記する。
0:32:22	概ね、
0:32:24	理解いたしました。
0:32:26	以上です。
0:32:33	原子炉規制庁の大塚です。
0:32:36	衛藤。
0:32:37	制御棒クラスター駆動軸と、
0:32:39	制御棒クラス、
0:32:42	駆動装置、
0:32:44	だけではなくて、他の炉内構造物についても、今回交換するもの、ものと交換しないものが明確にわかるように、資料にさせていただきますでしょうか。
0:33:24	九州電力の青木です。
0:33:26	炉内構造物Ⅱにつきましても、鳥が行った際のものにつきましても、
0:33:35	図面でわかるように、補足説明資料に追加させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:40	以上です。
0:33:42	原子力規制庁の大塚です。現象規制庁の大塚です。よろしくお願いします。
0:33:49	私からは以上です。
0:33:52	規制庁西内ですけどちょっと1個だけ、関連で今の炉内構造物の話って、
0:33:58	今回は炉内構造物は特に取りかえないって思ってた、
0:34:04	たんですけど、
0:34:05	今九州電力の方からも行った時に何やったか説明しますみたいな回答があったと思うんですけど、あれ、今回まず炉内構造物は取りかえてるんでしたっけ。
0:34:16	取りかえるんでしたっけ、取りかえる予定なんでしたっけって言い方ですかね。
0:34:22	九州電力の青木です。今回の工事では、炉内構造物の取りかえは、実施いたしません。
0:34:44	規制庁西内ですけど、了解しましたので、こちらからこれ確認してる趣旨は、結局今回取りかえるもの何で結局SG保管庫に何がいくのっていうのが不明確なので、そこをちゃんと測定したい。
0:34:58	という趣旨のコメントなので、今回取りかえるものの全体像がちゃんとわかるように、例えば補足説明資料とか審査資料とか、あとは上流文書とかも含めてちゃんと整合がとれるように説明をして、明確に説明をしていただければ結構です。
0:35:13	その過程でオオツカポンチ絵って言ったのは、今の言葉だけだと、これ、これはこれに含むとか、フクマないとかっていうところがちょっと不お互いで共通に聞き取りづらいのでちょっとポンチ絵とかで説明していただければ明確でしょうか。
0:35:26	という話なので、説明の仕方はお任せしますが、とにかく今回保管する、取りかえて、辻保管庫に保管しようとしているものを明確に説明いただければと思います。よろしくお願いします。
0:35:38	よろしいでしょうか。
0:35:44	ティッシュ電力アオキです。
0:35:45	コメントの趣旨を理解いたしました。
0:35:48	以上です。
0:36:13	原子炉規制庁の畠山です。ちょっと今のお話に関連してちょっと5番6番の方のコメントにも一部飛んでしまうんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:20	まずちょっと今、説明、
0:36:23	追加されますということで、コメントを受けているポンチ絵のところですね、ちょっとまずご説明を追加いただきたいというのが一つあるんですけども、それは原子炉容器上部ふた、
0:36:35	と、
0:36:36	言っているものの範囲がですね、どこまでを指すのかっていうことはまずちょっと、
0:36:41	付けていただきたいかなと。おそらくポンチ絵で、今回取りかえますと言っているものがイコール原子炉容器上部ふたになるかと思えますけども、それが整合するように説明は資料作成いただければと思います。
0:36:54	まずここはよろしいでしょうか。
0:37:02	九州電力の青木です。はい。ここまで大丈夫です。
0:37:06	以上です。
0:37:08	はい。ありがとうございます。で、ちょっと飛んで申し訳ありませんがコメントNo.の5番6番のちょっと関連としてちょっとお話しさせていただきます。
0:37:20	今回、コメントNo.の5番6番として、まず5番の方ですかね、お話いただいておりますが、歩保安規定で今書かれている原子炉容器上部ふた等というのは何ぞやというところで、
0:37:36	今回等というのは、
0:37:41	保管容器を頭として記載して、
0:37:44	原子炉容器上部ふたには制御棒クラスタ駆動装置を含んでますというご説明いただいているかと思えます。で、
0:37:54	ここについてですね、まず上流文書でどういうふうに規定していて、
0:38:03	えーとですね、この3号の取りかえにあたって上流文書では、
0:38:07	原子炉容器上部ふたっていうのはどう定義しているのか、今度はどう定義しているのか。
0:38:13	保安規定ではどう落とし込まれてるのかっていうことをちょっとまず、ご説明いただきたいかなというのがまず一つ。
0:38:19	ありますんで、
0:38:20	今回コメントいただいている中では保管要求等として記載してますということ言っているところなんですけども、
0:38:27	保管容器というものは、
0:38:29	例えば
0:38:32	本規定でも書かれているかと思えますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:37	汚染の広がりを防止する措置を講じた上で保管しますっていうことが二通りについて述べられているかと思えますけども、
0:38:46	保管容器に対して汚染の広がりを防止する措置を講じるっていうことを、
0:38:52	もうちょっとよく不明確でして、いわゆるその、
0:38:55	あくまで原子炉容器宇和豚に対して保管容器を用いて、
0:39:01	汚染の広がりを防止するということだったら理解できるんですけども、等を含めてしまうと、それにさらに何か、汚染の広がりを防止する措置を講じるということなのかちょっと。
0:39:11	この頭に、
0:39:14	保管容器が含まれるとしているその整備についてちょっと確認を。
0:39:18	したいと思います。説明いただければと思います。それがその上流文書の方ですね、どう定義されていたのか等というのはどういう観点なのかということも併せてお願いいたします。
0:40:03	九州電力佐野です。すいません少々お待ちください。
0:42:27	九州電力の佐野ですいません渡しました。
0:42:30	まずなんですけど、最初言った上流文書からの整理については、
0:42:35	ちょっと、
0:42:36	社内で整理しますので、次回ヒアリング以降に回答したいというふうに思います。で、
0:42:42	本規定に記載されているところで、二つ、
0:42:48	2 汚染の広がりを防止するっていう記載があるんですけども、これの被害の防止っていうのが、
0:42:53	どっか容器に入れた後にその市場関係に保管するところまでを含めて言ってますので、
0:43:00	現状の記載というふうになっております。以上です。
0:43:12	規制庁西内ですけど。
0:43:15	ちょっと先にその放射性
0:43:18	の広がりを防止する措置の方でちょっと話したんですけど、ちょっとそもそもで1回話したいんですけどね、どこがいいかな今回例えば工事系架空
0:43:30	から、運用として抽出したっていうふうに審査資料で書いてもらってますけど、通しで46ページの部分ですね。
0:43:39	見えますか。
0:43:51	通しの46ページ審査資料ですけど見れていますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:58	はい。お願いします。はい。
0:44:02	これ保安規定の記載にこう書いてるだけですけどね。
0:44:05	(3)のところで保安規定に何て書いてるかっていうと、原子炉容器上部ふたの取りかえに伴い、取り外した蓋等なんですよね。
0:44:15	保管容器って、何か取り外すんですしたっけ。
0:44:18	そもそもですけど。
0:44:21	違いますよね。
0:44:30	まずこの文脈でもって、このTOWA保管容器が該当しますっていうのは、この部分のだけでもよくわからないですます。
0:44:41	問題意識伝わりますか。
0:45:47	規制庁西内ですけど、ちょっとウェブでやってる関係もあるので、ちょっと江藤会長に時間かかるのは別に妨げないんですけど、ちょっとまずファーストリアクションは少々お待ちくださいなのか、あと回答いただければそのまま回答いただければ結構ですし、
0:46:02	ちょっとお互いファーストリアクションは取るようにちょっと徹底するようにしてもいいですか。ちょっとそもそもあの聞こえてるか聞こえないって何か的な話にもなっちゃうので。
0:46:11	今は聞こえてて今ちょうど回答しようとしてたところでしょうかね。
0:46:16	九州電力さんです。大変申し訳ありません。工期をつけます。
0:46:21	先ほど西さんから言われた件については、
0:46:24	もう一度すいません社内で文書のほう確認しまして、
0:46:27	記載の方、どうするのか検討させていただきたいと思います。以上です。はい。規制庁西内です。少なくとも許可の本文とかでも同じように今日の46ページより前のところで許可からの上流からの落とし込みっていうのも細く書いてますけど、
0:46:45	オカダとかでも少なくとも蓋の取りかえに伴い発生したものを、SG保管庫に保管するっていう文章で記載されてると思うんですよね。だからその、
0:46:57	ものに、保管容器が含まれますっていう説明はまず理解とかでよく理解、よく理解ができない。
0:47:03	かつ、この46ページのところで言うと、この工事計画のところで、SG保管庫に保管するものを、要目表としてこれらレースこれらですって書いてるじゃないですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:16	今の説明を聞くと、その他廃棄物ですら保管容器ってまず間違いくないですよ。それ以外のものを保管しますっていう説明にしか聞こえないので、公認大丈夫ですかっていう話もあるんですよ。
0:47:27	なので、ちゃんと
0:47:29	許可とか工認とかで、どういうふうに説明をしていたのかをしっかり押さえてもらって、それを踏まえて保安規定書いてもらわないと、何も意味がないので、ちょっとそこをしっかり押さえてまず資料下をしっかりとお願いしたいんですけど。
0:47:42	これ前回もお願いをしたことだと思うんですけど、
0:47:45	問題意識は伝わりますから大丈夫ですか。
0:47:51	九州電力さんです。問題意識使ってますのでトイレ文書でどのように整理していて保安規定の運用に落とし込むのか、そちらをもう一度社内で整理させていただきたいと思います。以上です。
0:48:03	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
0:48:07	少なくとも工事計画の本文は割と明確に具体的に書いている、許可だと結局等っていうふうに書かれちゃってるんですけど、
0:48:14	購入の本部を明確に書いていると思っているのでその兼ね合いは、まず、
0:48:20	まずもってここで説明ができてないと思ってます。
0:48:23	もしイトウに保管容器含むだった備考欄でそういう旨はしっかり46ページのところでも触れてもらう必要があるかなと思ってますよろしくお願いします。
0:48:37	九州電力わかります。九州電力様ですわかりました。以上です。
0:48:51	原子炉規制庁畠山です。コメントNo.の5番6番については以上です。
0:48:57	衛藤。
0:48:58	ちょっとコメント戻って2番ですね、2番の方は、オオツカの方から
0:49:05	廃棄物の配置状況とかも含めて、一部確認しておりますがその他規制庁内はよろしいですか。
0:49:21	よろしいですね。
0:49:24	コメントナンバー3番に移りたいと思います。
0:49:29	私から確認をさせていただきます補足説明資料の、
0:49:35	一番うちのページです。
0:49:37	追加されていた。
0:49:40	包摂固体廃棄物処理の作業フローについてというページ。
0:49:46	57ページを開いていただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:54	ちょっとまず、ちょっとまずもってちょっと資料で修正をお願いしたいところから申し上げますと、今回補足説明資料の 57 ページで、
0:50:03	ポンチ絵をつけていただいているかと思えます。ポンチ絵つけていただいている際に、保管する場所を固体廃棄物貯蔵庫で例示いただいて説明いただいているかと思えますが、
0:50:14	まずもって今回の申請側のSG保管庫に関する協力の申請ですので、
0:50:20	類似のものとして挙げられているのだらうと思えますが、
0:50:27	このフローがですね、SG保管庫も同様であるということであれば、それがわかるようにまず資料は修正をいただきたいと思えますが、
0:50:37	九州電力として、修正を含めてですね、ちょっとコメントをお願いします。
0:50:46	九州電力の佐野です。
0:50:48	こちらについてはですね、前回のヒアリングでも 1 例ですので愛知今回の申請内容であるSGを観光といったものを言っていたのでこちらで作成しようと思ったのですが、
0:51:00	SGの観光はですね玄海で言えば、
0:51:04	1ヶ所にしかなくてですね、
0:51:07	何て言うんすかね。
0:51:09	廃棄物を保管する箇所の移動っていうのが、
0:51:13	そのRVの宇和ベタであったりSGであったり、
0:51:16	ちょっとなくてですね。
0:51:18	そのため、
0:51:25	このためにですね、
0:51:28	前回提示していただいた第 29 条の 2 の第 29 条の 2 とかの、どこの、
0:51:36	なぜ設備管理課長と保守第二課長っていうふうには課長が 2 人出てくるのかっていう説明がちょっと難しくてですね。
0:51:44	今回固体廃棄物貯蔵庫っていうちょっと今回の申請とはですね、あまり
0:51:54	直接繋がりのないところ、
0:51:57	ちょっと 1 回例示をさせていただいた形になっております。以上です。
0:52:09	原子炉規制庁島山です。検討議員については承知いたしました。
0:52:15	他方今回申請は何なのかって考えたときにもSGの関係について最終的には説明をいただきたいものだと思いますので、麻痺資料中にですね、紐づけをいただきたいと思ってますんで、
0:52:30	今ご懸念されていた内容とかで申し上げれば、
0:52:34	例えば

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:36	最終的な資料の構成等は、そちらの方に、江藤、またご検討いただければと思いますが、
0:52:44	固体廃棄物貯蔵庫の運搬線量確認というところのところですね、
0:52:48	中 9 位、
0:52:51	打っていただいて、SGの関係では他に現状ないため、
0:52:59	想定しにくいというちょっと表現は、
0:53:01	要件等かと思えますけども、その趣旨をですね、記載いただくという形でですね、記載をいただければと思います。いずれにしても今回、
0:53:13	保安規定の条文上どのように整理されているのかということも含めてですね、確認していきたいと思えますのでSGの看護が、まず今回に該当するかどうかということから、
0:53:24	このポンチ絵の方、資料修正いただければと思います。
0:53:30	九州電力よろしいでしょうか。
0:53:35	九州電力の様ですから今回が、そのSGを観光、
0:53:39	ある実動部隊等なつり替えに伴う市場慣行の共用化ということですので、
0:53:45	そちらの内容もわかるような、資料の記載に見直したいと思えます。以上です。
0:53:53	イシイ規制庁ハタケヤマですお願いいたします。
0:53:56	衛藤。
0:53:57	続けて、私から、
0:54:00	実学に進めたいと思えます。
0:54:05	今回いただいている資料の中でですね、ポンチ絵として大まかなフローを追加いただいたんですけども、ちょっとこれと保安規定で書かれている条文を、
0:54:17	紐付けていただきたいと考えております。で、
0:54:21	具体的に
0:54:23	例示一つ申し上げますと、
0:54:28	お待ちください。
0:54:38	ちょっと、まず、本質の方で、記載が抜けているかなって思っている部分から申し上げますと、
0:54:45	保安規定の第 98 条の 2 のところで、第 1 項、
0:54:52	ここの部分で、今回で言うと、追加されている(3)の部分ですね。
0:54:58	宇和豚等は、
0:55:00	SG保管庫に保管する。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:02	と記載していますと、で、
0:55:05	今で言うとちょっと細かい点のちょうど(1)ですかね、貯蔵庫に保管しますと書かれていますが、これはポンチ絵でまず書かれていませんか。
0:55:17	今書かれていないと思っているので、
0:55:19	ちょっとまず確認をしている次第です。
0:55:28	九州電力の佐野です。
0:55:30	その辺、
0:55:32	ちょっと今共通の認識がされてないような、
0:55:35	いうふうに感じてます。2 ポツ、
0:55:38	2、2 ポツ 2 のところで、私としては受けているというふうに思うんですけども、
0:55:48	ですので、先ほど第 1 編の第 98 条の 2、
0:55:52	で、宇和ウダで、
0:55:54	発生した道具はこちら補正第二課長が、
0:55:59	汚染の広がりを防止した上で運搬して、
0:56:03	藤安全管理第二課長が一条加古に保管する。
0:56:09	ということで、ですので、
0:56:12	そして第二課長が汚染の広がりを防止する。
0:56:15	する措置といったそういった表現がないといったことを、確認いただいているということよろしいでしょうか。
0:56:29	原子炉規制庁島山です。今、趣旨お伝えした趣旨はある程度理解できました。
0:56:38	ちょっと確認をしたかったのはこの運搬と書かれている部分、こういった部分がそもそも保安規定の第何条のどこで読むことになっているのかっていう観点がかちょっとよくわからなかったっていうのが、
0:56:48	発端でして、
0:56:54	今保管しているという部分は例示挙げたのは記載がないっていう観点でちょっと申しあげましたけども、
0:57:00	ホッカンはそのいわゆるその置かれた後の管理も含めて、
0:57:05	書かれているものかという認識はしていたんですが、それはまず、
0:57:10	認識はよろしいでしょうか。その上で、運搬とか線量確認とかも、同じ条文で呼んでいるということでしたでしょうか。
0:57:24	九州電力さん別でちょっとお待ちください。
0:58:01	九州電力のサノですいません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:05	そうです。策定した場合にはですね、線量確認で安全第二課長が、
0:58:10	の固体廃棄物貯蔵庫に三、四号の廃棄物を保管するといった、
0:58:16	そしてちょっと作りはしたんですけども、ちょっとわかりにくい部分もありますので、
0:58:23	そもそも論として、この図の、
0:58:26	どこがどの項に該当するのか、そういったものを示していく中で、ちょっと表現の方は修正していきたいと思います。以上です。
0:58:41	はい。お願いいたします。
0:58:45	ちょっと、
0:58:46	マツモトちょっと。
0:58:48	ここ、今、認識がまだずれているかと思ってちょっと確認なんですけども。
0:58:56	34号で生まれて発生した廃棄物が、
0:59:00	保管庫、貯蔵庫に運搬する際の、
0:59:05	条文、読むべき条文、運搬に関する読むべき条文は、
0:59:11	この100、
0:59:12	98条の2の、
0:59:15	1項の(3)で買い、
0:59:17	正しいでしょうか。或いは、
0:59:22	114条に、管理区域外等への搬出及び運搬って条文ありますけども、こちらでしょうかちょっとどちらでしょうか。
0:59:40	すいません少々お待ちください。
1:01:07	九州電力の佐野です。
1:01:11	先ほどの運搬の話は、第1編98条の2の、
1:01:16	5項、こちらを指して記載しております。
1:01:20	以上です。
1:01:31	原子炉規制庁竹山です。江藤。今、コメントいただいた内容は承知しました。事実確認を進めたいと思います。で、
1:01:39	いずれにしても今いただいているポンチ絵ですと、書かれている作業が保安規定のどこに紐づいているのかというところがですね、目に読めない部分というのが、あるかと思っておりますので、
1:01:53	今回行う作業の各、
1:01:57	項目ごとにですね、保安規定のどこの条文に該当するのかということも、付記いただいて、ご説明いただくようお願いいたします。資料の修正としてお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:10	九州電力よろしいでしょうか。
1:02:16	はい九州電力の佐合です。今回行う作業でどの、
1:02:20	トブンで、
1:02:21	赤井として本当にどのように歓迎
1:02:25	運賃にほとんどどこに該当するのかっていったものを記載して、
1:02:29	資料を再度提出させていただきます。以上です。
1:02:35	はい。資料の修正はお願いいたします。今書かれているポンチ絵で書かれている運搬線量部分。
1:02:45	記録作成と、
1:02:47	のところが網羅的に、
1:02:49	スマホ、
1:02:51	繰り返しでも、保安規定で該当する条文を網羅的にお願いいたします。
1:02:59	例続けてですが、
1:03:03	今回、
1:03:05	記録の作成だったり、
1:03:07	運搬、
1:03:09	をされる場合に、
1:03:12	失礼しました。
1:03:17	記録の作成ですね、記録の作成等を行う場合にですね、
1:03:20	廃措置安全課長と安全管理第二課長が、
1:03:26	両論併記で今記載されていて、
1:03:29	そこが廃止措置安全課長に線を引かれている状況。
1:03:34	だと思いますけども、これはどういうその役割分担があるのかということ をちょっとまず口頭で説明いただいでよろしいでしょうか。
1:03:46	九州電力の佐野です。こちら記録の作成等に挨拶安全課長が入っている理由としましては、
1:03:55	サイショ1号の廃棄物、作成する際にはですね、
1:04:01	例えばアスファルト固化であったり、
1:04:04	データの方法で、
1:04:07	廃棄物作製するんです。
1:04:11	ウエス等をですね、そういった処理をするんですけども、
1:04:16	その際に、
1:04:18	何て言うんすかね。
1:04:19	廃棄物を作る諸元ですので、どのような方法で作ったのかどういった内容物があるのか、いつ作ったのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:28	そういった記録を作成して、
1:04:30	安全管理第二課長に障害循環するときには、渡す行為がありますので、
1:04:37	そういった意味では磯知安全課長。
1:04:39	そういったものを記載しております。一方で2編においては、
1:04:43	その作るところから、
1:04:45	運搬するところまで、すべて、
1:04:48	安全管理第二課長が行いますので、挨拶安全課長、排水安全課長といった主語が出てこないものとなっております。以上です。
1:05:02	カワセ規制庁だけますちょっと少々お待ちください。
1:05:18	石津規制庁崎山です。お待たせしました。
1:05:21	今ご説明いただいたのは、前回で、ヒアリングでコメント、
1:05:26	いただいてたかなと思うんですけどいわゆるその背番号管理みたいな形で記録確認を
1:05:32	行っている主体によって、
1:05:37	まず配置措置安全課長が、
1:05:39	衛藤。
1:05:42	12号廃棄物として記録を行っていて、
1:05:46	その金で引き渡す際に、
1:05:49	ある程度役割分担があるということは理解しましたんで、その旨が今ちょっと、
1:05:55	口頭である程度聞いたものの、
1:06:00	資料中にはちょっと目に設置されていないところもありますし、ちょっと口頭ですべてちょっと確認できているかという微妙なところもあるかと思っておりますので、こちらについても、資料の充実化という形で記載いただければと思います。
1:06:15	九州電力、いかがでしょうか。
1:06:20	九州電力の佐野です。
1:06:23	菱沼の廃棄物を社外に運搬する際の記録の作成等で、挨拶安全課長、こちらが入っている理由っていったものを、
1:06:32	今回構成。
1:06:35	今回提出さしていただいた補足説明資料6の方に、
1:06:39	どういったことをするのかっていったものを追加したいと考えております。以上です。
1:06:48	はい。お願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:52	私からコメントNo.3 については以上ですが何か規制庁側から何かありますか。
1:07:06	規制庁の西内ですけど。
1:07:10	ちょっと申請書を見ながら、ちょっとわからなくなってきたのでは、もう1回明確に確認したいんですけど。
1:07:20	小中伊井。
1:07:22	このいわゆる廃棄物の管理に関して、変更するのは、
1:07:29	あくまでSG保管庫部分だけなんですって。そう。
1:07:35	じゃないんですって。
1:07:37	或いはSG保管庫に関連する部分の変更にとどまるのか。
1:07:42	それ以外の部分もいわゆる何か適正化みたいな形で、他にも変更していいのかまずどっちでしたっけ。
1:07:52	九州電力の佐野です。
1:07:54	確認あった事項については本社です、今回辻は観光、
1:08:00	この共用化に伴って、第1編等は書いているんですけども、
1:08:05	その下水道管の共用化にあたってですね廃棄物全体の運用っていうものを見直して、そのために第2編については、下の方が修正になっている。
1:08:16	ものもあります。はい。以上です。
1:08:19	規制庁西内です。そうですねだから、
1:08:23	SGを乾固の管理者とかだけ何か変更するとか追加するじゃなくて結局全体的に見直してるんですよ。
1:08:31	であればなんですけど、マツモトまずちょっとこの補足脳、今157ページ、すいません、57ページのところでつけてもらってる方考え方なんですけど。
1:08:44	変更前後がわかるようにまず記載して欲しいんですけど。
1:08:48	お願いしていいですか。
1:08:51	まさに全体管理として見直した部分、あとはSG保管庫の共用化として追加した部分ができるように、その該当する部分が説明できるような変更前後で説明示して欲しいんですけど。
1:09:04	いかがでしょうか。
1:09:12	実力のサノです。趣旨がわかりまして比較表としてですので、
1:09:18	SG保管公共8日目の廃棄物の、
1:09:22	運用がどうであって、辻ほかの共用化後で、その廃棄物の運用を全体的に見直した後の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:29	運用というか、行為者がどのように変わったのか。
1:09:33	そちらについて、変更前後がわかるものを作成して、送付したいと思います。以上です。
1:09:42	はい。規制庁西内です。
1:09:44	この話って前回のヒアリングでも少し確認したと思いますけど、結局なんかいろいろいじってそうだけど、実態がまずわからないし保安規定だけ見てもよくわからないっていうので、
1:09:55	まず実態どうやって管理してるんですかそこから説明してくださいって言って出した付けだと思っているので、そういう観点でちょっと変更前後がまずわかるようになっていうのは、今、
1:10:04	ご了解いただきましたけどお願いをできればと思います。その上で、
1:10:10	さっきハタケヤマとのやりとりの中で、SG保管庫を例に出すのか、この固体廃棄物ちょうど恒例に出すのかっていうところで、ちょっと話してましたけど、
1:10:20	そういう意味でいうと、今回の保安規定の新設変更前後で変更してる部分あるじゃないですか。そこがちゃんと説明できる例であれば何でもいいと思いますので、
1:10:31	それはまずそちらの方で、どれが適切に示せるのか、説明資料組み立てるで考えてもらえればいいのかと思います。長くこちらのオーダーは、
1:10:43	まず変更前後で、全体変わっている部分ができるように、実態をまず説明してくださいっていうのが大きく一つ大前提としてあって、その上で、
1:10:53	変更後に関して言えば、
1:10:56	変更後というかあれですね、変更申請の変更前後で変わっている部分申請書で下線引いてる部分については、少なくとも漏れなくこのフローのどこかに紐明確に紐づけて説明はして欲しい。
1:11:09	その2点がまず、
1:11:13	クリアになれば、まずそこが最低限かなあと。その上で、今回の変更に関係しないものも含めて、どこまでこのフローとして示すかっていう意味でいうと、まさに固体廃棄物が発生してから外に立つまで、
1:11:26	という部分で押さえてもらえば全体像を把握しやすいと思うので、そこまでの区切りで1回保安規定との絡み全体説明してもらえば十分かなと思いますけど。
1:11:36	と思ってますけど。
1:11:38	説明をお願いしたいことって理解いただけますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:44	九州電力さんで少々お待ちください。
1:12:05	形成力様です。ちょっと記載内容は検討させていただきたいと思うんですけども、先ほど西さんが言われた今回の申請内容で、どのように運用が変わるのか。
1:12:15	その他、どのように変わるのか、そういったものが、
1:12:19	示せる資料に、
1:12:22	ずっと作り直して提示させていただきたいと思います。以上です。
1:12:29	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。で、
1:12:35	その過程で、
1:12:36	ちょっと何か経路が違う、違うのかどうかそれちょっと今正直事実確認ができてないんですけど、2編の方で、
1:12:45	以前の保安規定に編の方の変更内容で、貯蔵高なんか追加で追記してる部分あるじゃないですか。
1:12:52	変ですよ。
1:12:53	ですね。
1:12:54	ちょうどコガ、
1:12:56	これは今言ったような全体管理の関係で追加されたものなのか、それとも今まで実際やってたんだけど、何か適正化で追記したものなのかとかそういうところ辺の位置付けもよくわからないので、
1:13:06	ちょっと貯蔵庫もの変更内容もしっかり押さえて説明をいただければと思います。よろしいでしょうか。
1:13:17	エダサノです。わかりました米代の方反映していきたいと思います以上です。
1:13:56	九州電力さんです。今、何かご発言され、失礼しました。畠山です。ちょっと発言をしてなかったです。
1:14:03	失礼しました。
1:14:06	ちょっと先ほど西内からコメントしていた内容で、
1:14:10	念のため確認をしておきたいんですけども、
1:14:16	本店の第2編の29条の2のところ、
1:14:20	第3項ですね。
1:14:22	の(1)のところ、
1:14:24	変更後のところで見ると、廃止してと安全管理第二課長は暫定でここは、運用管理面の変更ですっていうことは、まず認識しました。
1:14:34	貯蔵庫における固体廃棄物って書かれてるこれは、
1:14:38	今お答えできれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:40	お答えいただきたいんですけども、難しいので後でご回答お願いしますで。
1:14:46	この子。
1:14:47	貯蔵庫は、
1:14:49	今回、運用を変える範囲なのか。
1:14:53	運用というのは、新たに追加する部分なのか、或いは記載の適正化なのかどちらでしょうか。
1:15:09	九州電力のサノで今回、こちらの貯蔵庫の追加ですけども、
1:15:15	藤安全第二課長が貯蔵庫を管理している。
1:15:20	といったものは、従来通りの運用となりますので、
1:15:24	記載の適正化といった形にはなりません。以上です。
1:15:29	承知しました。新規製の段階でも、と書かれていたものが、ちょっと何らかの経緯で落ちこちているのかなとは思いますが一応ちょっと新規性では書いていたってところも、
1:15:41	あるので、落とした経緯が、本当に
1:15:45	何らかの意図を持って落としていないかという確認は進めていただきたいと思えますけども、その上で、記載の適正化ということであれば、それは明示いただければそれで結構かなと思えます。
1:15:57	で、
1:15:59	上流文書の規制としてすでに許可の方でも書かれている江藤認可いただいて、認可しているという、許可しているということが書かれていますのでそこも承知しました。
1:16:11	念のため
1:16:12	廃棄物貯蔵庫の共用化の、
1:16:15	工事計画の認可時期もあわせて、
1:16:20	確認できるようであれば、
1:16:23	はい。
1:16:24	その認可時期もちょっと併せてご連絡いただければ幸いです。
1:16:30	私からは以上です。
1:16:40	全体として、今ちょっとナンバー4の話も含めてちょっと話しちゃいましたけども、全体通して、私からは以上です。
1:16:49	規制庁側から何かありますか。
1:16:55	正常化は、全体としてコメントは以上とさせていただきます。
1:17:01	九州電力から、
1:17:03	これまでの範囲で確認すべき点はありますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:14	特段のカサノでちょっとお待ちください。はい。
1:17:40	九州電力の佐野です。こちらから確認したい事項特にありません以上です。
1:17:46	原子炉規制庁畠山です。承知いたしました。
1:17:49	であれば、
1:17:53	今回コメントした内容について、お互いの確認を進めたいと思うのですが、ホワイトボード作ってありましたら、ちょっと表示いただけますでしょうか。
1:18:08	九州電力様ですね準備しますので少々お待ちいただいてよろしいでしょうか。
1:19:35	今本当ボードを作成途中ということであれば先にスケジュールからお話したいと思いますが、
1:19:43	いかがでしょうか。
1:19:47	それ、準備できましたので今から表示したいと思うんですけども、よろしいでしょうか。よろしく願います。
1:20:14	今、画面を共有しているんですけども、こちらの画面共有されてますでしょうか。
1:20:20	表示をされているんですけどもちょっと拡大していただいてもいいですか。
1:20:32	ちょっとお手数ですが、このNo. 1、1、S1 ごめんなさい今回の該当する部分からちょっと、
1:20:41	読み上げをお願いします。
1:20:48	はい。
1:20:49	確認事項ですわ。ナンバー7の方で、
1:20:53	運搬時の一時的な管理区域の設定を社内基準に基づき設定とあるが、一時的な、
1:21:00	管理区域の設定は、この規定上の位置付け、
1:21:03	秋山南條から何度何個を適用した。
1:21:07	ものであるのかを説明すること。また、
1:21:10	管理区域の位置設定が、
1:21:13	取りかえるだけであれば、運搬ルートを含むものかを含めて説明すること。
1:21:19	その際には、そのスケジュールが短期、運搬のスケジュールが短期なのか長期なのか。
1:21:25	そういったものを示すことでその上で、社内規制文書で配慮すべき事項があれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:31	あわせて説明すること。
1:21:39	それでNo.8 説明してよろしいでしょうか。
1:21:45	続けてお願いします。
1:21:49	はい続きましてナンバー、
1:21:51	ですのでこちらで一度書いたものを先に読み上げさせていただきたいと思えます。ナンバー8 ですが、
1:21:59	取りかえるもの。
1:22:00	根底の区域及び、常務さんの増産に制御棒クラスタ駆動装置が含まれていることを、その説明資料に明記すること。
1:22:13	そのポンチ絵については制御棒クラスタ駆動装置や工藤塾以外の炉内構造物。
1:22:19	一度交換品も含めて全体像を用いて説明すること。
1:22:25	続きましてナンバー9 です。
1:22:28	原子炉容器胴部サトウというふうに保安規定に書いてあるんですけども、こちらの方の説明についてどういう文書ではどのように定義していて、保安規定ではどのように落とし込んでいるのか。
1:22:39	整理してもして説明すること。
1:22:41	また、
1:22:42	汚染の広がり防止。
1:22:45	あれは
1:22:46	オカ雪自体が汚染の広がりを防止してたんでは、
1:22:49	手段であるため、
1:22:52	保安規定上の日本語の繋がりが悪いというので、やっぱりドルベースの関係含めて、
1:22:58	アドヴァン系の記載を検討すること。
1:23:03	続きまして、コメントNo.10 です。
1:23:09	今回の申請は蒸気発生器保管庫の共用化であるため、補足説明資料廃棄物の処理のフローなんですけども、今回の申請は、蒸気発生器保管庫の共用化であるため、
1:23:19	そちらの処理の流れっていうんですかね、どこに該当するのかわかるように、本当は見直す。
1:23:26	また、
1:23:27	ポンチ絵上で、
1:23:29	この本規定の高齢者っていうのは根底上で、本件の第何条に該当する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:36	とかっていったものを説明する。
1:23:39	とともに、挨拶安全課長。
1:23:42	と、安全管理第二課長のぼい内容について明記すること。
1:23:49	廃棄物の改善、No.11 で、廃棄物管理全体が変更になる前は、変更前後と比較できるように指導を見直すこと。
1:24:00	それでポイントNo.10 にちょっと書いてないんですけども、
1:24:05	ハタ廃棄物方向、こちらの、
1:24:07	結構、
1:24:09	工事計画の認可時期について、
1:24:12	記載すること。
1:24:15	以上となります。
1:25:00	規制庁西内です。
1:25:03	衛藤。
1:25:04	確認内容で割と細かめに丁寧に書いていただいているのかなと思うので、そういう意味で言うと、
1:25:12	何か漏れてそうだなあと思うのは、1 回僕確認したEHPのの定義とかも含めて、とにかく何をとりかえるのか、もう少し今後ちゃんと説明してねって部分の辺が
1:25:25	もう少しかなっていう気がしたくらいですかね。細かい話でいうとで、
1:25:31	ちょっとまず全体の大きいところから行きたいんですけど。
1:25:35	今回、確認お願いしたのって、大きく四つだと思っていて、端的に言うんですよ。
1:25:42	大きく四つだと思っていて、1 個目が、管理区域を、今回変更する申請に出てないけど、
1:25:50	それで、今回の取りかえが達成できるんだ、一時的な、この枠組みの中で十分できるんだっていうことをちゃんと説明し切って欲しいっていうのが1 ですよ。
1:26:00	で、
1:26:01	2 が、
1:26:04	2 か保管対象違うな。今回取りかえるものですよね。今回上部ふたの取りかえに伴って書かれていますけど、結局何をとりかえるのかっていうのがまず明確になっていない。
1:26:19	今の確認事項だと8 番とかですけど、
1:26:23	とにかくなんか、炉内構造物についてって書いてますけど、とにかく今回取りかえるものをすべて明確に説明してください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:31	逆にその何か日本語的に難しい部分が令和ポンチ絵とかを使って、交換するものしないものをちゃんと説明してくださいってのが普通 2 点目で、3 点目が、今度はSG保管庫に保管するものですけど、
1:26:47	補完するものとして蓋等ってしてますけど、それは上流とか、あとは他の保安規定の規定内容とかも含めてちゃんと整合してる。
1:26:58	また説明をまず持ってきてください。今はもうそもそも整合してないってところで、矛盾が生じてるのかなと思うので、ちゃんと整合する説明をまず持ってきてください。
1:27:08	だから蓋等何が書いた保管対象物何って話ですね三つ目は、
1:27:13	四つ目が、の管理の話ですよ。管理の話として、今回SG保管庫の共用化に合わせて全体管理見直しているなのでその変更前後がまず実態わかるように説明してください。
1:27:26	あわせて他の法の規定の条文との関連を説明してくださいって四つがまず大きい枠としてあると思っていて、繰り返しですけど、一つ目は、管理区域の観点で、
1:27:37	この申請で十分できるんだ今の現状の枠組みでできるのは説明して、二つ目が、取りかえるものなんですけど説明してください。三つ目が保管するものなんですけど明確に説明してください。
1:27:49	四つ目が、管理の実態を変更前後でちゃんと説明してくださいって四つがまずあると思ってるんですけど、そこは共通理解でいいですか。
1:27:57	そこだけちょっとまずしっかり確認したいんですけど。
1:28:04	はい。九州電力の佐野です。先ほど西内さんから言っていた四つの観点、こちらについてはですね、
1:28:12	九州電力の方でも認識合っていると思ってますので、
1:28:16	ちいこちらの観点で再度、その説明資料を見直して提出させていただきたいと思っております。以上です。はい。規制庁西内ですそうですね結局その 4 点をしっかり目的を意識付けしてもらわないと。
1:28:31	この確認内容の細かい部分だけ説明されたとしても多分足りてない部分がまたどんどん出てくるんですよ。だからこの 4 点で説明を求めているものっていうのをまずしっかり認識いただいて、次回の補足説明資料にこういった確認内容を反映して、
1:28:44	これが追加で必要だなと思ったらそれはこの確認内容に書いてないことも含めてちゃんとこの四つの観点で説明をし切るようにまずお願いをしてできればと思います。
1:28:54	これで規制庁側よろしいですかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:58	九州電力もよろしいですかその認識でお願いして、
1:29:08	衆力の会合です。技師さん最後までまとめていただいて誠にありがとうございます。論点について、理解いたしましたので、資料の修正等を進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。
1:29:24	はい。よろしく。規制庁西内ですよろしくお願ひしますこれである程度お互いの共通理解も明確にとれているのかなと思ひますので、まずは資料で確認をさせていただきたいと思ひます。
1:29:36	あとは事務的なスケジュール確認最後に畠山の方からお願ひしていいですか。
1:29:42	はい。タキヤマです。
1:29:44	今、
1:29:46	コメントリスト、コメン等に関するファイトボードで書かれていたところですね、も含めて資料修正が入ってくるかと思ひますが、
1:29:53	その資料修正について、スケジュール感をちょっと確認をしたいと思ひます。本件については6月の上旬、もともとこれ、
1:30:05	ちょっとこうやってスケジュール的には7月の
1:30:09	いつぐらいの認可を希望するとおっしゃってました結構中旬でしたっけ。
1:30:15	九州電力様です。認可希望時期としては7月中旬を希望しております。以上です。承知しました。
1:30:25	そのスケジュール感で言えば、6月の上旬には、
1:30:30	審査会合はマストだと思ひますので、
1:30:33	そういった意味でいうと、資料は、
1:30:38	早くても今週末、遅くとも来週の月曜ぐらいまでにはいただきたいと思ひますが九州電力として作業スケジュールはいかがでしょうか。
1:31:00	ちょっとお待ちください。
1:31:38	九州電力の佐野です。資料についてはですね、いろいろいただいたコメントを反映するのに時間かかるかなと思ひますのでちょっと今週はというと難しいと思ひますので、
1:31:48	来週の頭、
1:31:50	提出させていただきたいと思ひます詳細についてはちょっと東京支社通知で再度調整させていただけたらと思ひます。以上です。
1:31:59	はい。承知いたしました。技師長タキヤマです。来週月曜日黙禱を提出できるように、まずは作業スケジュール進めていただければと思ひます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:09	詳細な範囲については、東京支社の方からご連絡いただければと思います。東京支店もよろしいでしょうか。
1:32:21	東京支社承知いたしました。
1:32:25	はい。
1:32:26	全体通して、
1:32:29	規制庁から何かありますか、よろしいですか。
1:32:32	九州電力からも全体としてヒアリングについて何かありますでしょうか。
1:32:40	九州電力さんのです欠電力の方からは説明ありません。以上です。
1:32:46	はい、ありがとうございます。では本日のヒアリングについて終了したいと思います。本日はありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。